

「食品衛生法の器具及び容器包装の規格基準改正 に伴う検査を開始しました」

平成24年12月28日付厚生労働省告示第595号において食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)の一部が改正されました。

改正の概要は次のとおりです。

- 1) ポリスチレンを主成分とする合成樹脂製の器具又は容器包装における「揮発性物質」の試験について、スチレン系熱可塑性エラストマー及びシンジオタクチック・ポリスチレン等テトラヒドロフランに溶解しない場合にあっては、ジクロロベンゼンを溶媒に用いたヘッドスペース法を適用する。
- 2) ゴム製の器具容器包装の「カドミウム及び鉛」の試験においてシリコーンゴム製のものにあっては、より分析精度の優れたアルカリ熔融法を適用する。
- 3) ゴム製の器具又は容器包装(塩素を含むものに限る)の「2-メルカプトイミダゾリン」試験において、高速液体クロマトグラフ法による簡便で精度の高い試験方法を適用する。
また、抽出操作においてもより簡便な浸漬して一晩放置する方法を適用する。

本改正にかかる猶予期間は平成25年6月27日までとなり、同年6月28日以降製造され又は輸入される器具又は容器包装については新しい規格基準に適合する必要があります。

このため、品目登録済み若しくは継続輸入される器具又は容器包装のうち、本改正に該当する材質のものにあっては、新しい基準に基づいた検査が必要となります。

当財団では、2月1日より検査の受託を開始いたしましたので、ご利用下さい。

尚、本件に関するお問い合わせは下記までお願いいたします。

お問い合わせはこちらまで ☞

一般財団法人 日本文化用品安全試験所 (ブンカケン)
東京事業所 化学分析センター TEL:03(3829)2515
E-Mail: kagaku-tokyo@mgsi.or.jp



大阪事業所 化学分析部 TEL:072(968)2226
E-Mail: kagaku-osaka@mgsi.or.jp